



みんなで楽しく会食会のお食事を作っています。
お手伝いいただけるスタッフを募集中です！

会食会
お昼ご飯を皆さんで楽しくいただきながら、お友だち作りをしませんか。
〔対象〕65歳以上で自力またはボランティアの協力を得ることで会食会に参加できる方
〔自己負担金〕1回50円
※申し込みは1人につき1会場までです。

会 場	曜 日	募集人員
あいとぴあセンター	第1火曜日	若干名
	第2金曜日	10人程度
南部地域センター	第2金曜日	若干名

日 程	内 容
1月25日(木)	簡単な口腔診査、機能診査、口腔の仕組み 実技：健口体操
2月1日(木)	噛むことの大切さ、口腔清掃の仕方 実技：健口体操
2月15日(木)	口腔清掃と気道感染（誤嚥性肺炎） 実技：健口体操
3月1日(木)	嚥下機能のメカニズム 実技：健口体操
3月15日(木)	唾液の働き 実技：健口体操
3月29日(木)	加齢に伴う機能の衰え 実技：健口体操

うんどう教室
高齢の方が楽しみながら気軽に運動できる「うんどう教室」を開催しています。
体力に自身のない方や運動はちよつと苦手という方など、なたでも気軽にできるやさしい教室です。申し込み不要です。で直接会場へお越しください。
〔日時〕毎月第1金曜日午前10時30分から（小雨決行）
〔会場〕西河原公園内（噴水横）



健口（健康）講座
噛むことの大切さを
知りませんか？
歯と口腔の健康を守ること
は、全身の健康に関係します。
「おいしく食べて、楽しくおしゃべりし、健康でいるために」をテーマに口腔について学びましょう。
〔日程・内容〕左表
〔時間〕午前10時～11時30分
〔会場〕あいとぴあセンター
〔対象〕65歳以上で全回参加できる方
〔定員〕20人
〔講師〕歯科医師、健康運動指導士等

介護予防事業に参加しませんか

介護保険法の改正によって、介護の認定を受けていない高齢者にも、新たに介護予防に重点が置かれることになりました。市ではその環境づくりの一つとして、だれでも気軽に参加できる介護予防事業（地域支援事業）を行っています。ぜひ一度体験してみてください。
〔申し込み・問い合わせ〕高齢福祉課へ。



介護予防普及啓発事業

こまえ苑

▽マットを使ったストレッチ運動

〔日程〕2月1日(木)

〔講師〕在宅介護支援センター職員

▽コーディネーショントレーニング（体を巧みに動かす能力の訓練）

〔日程〕2月8日(木)

〔講師〕大胡淳二さん（やまねメディカル）

▽健康体操教室

〔日程〕2月15日(木)

〔講師〕在宅介護支援センター職員

▽嚥下（飲み込み）の教室

〔日程〕2月22日(木)

〔講師〕在宅介護支援センター職員

〔時間〕各日午後1時30分～3時

〔定員〕各日先着20人

〔申し込み・問い合わせ〕1月25日(火)から在宅介護支援センターこまえ正吉苑 ☎(5438)

〔申し込み・問い合わせ〕1月25日(火)から在宅介護支援センターこまえ正吉苑 ☎(5438)

〔申し込み・問い合わせ〕1月25日(火)から在宅介護支援センターこまえ正吉苑 ☎(5438)

〔申し込み・問い合わせ〕1月25日(火)から在宅介護支援センターこまえ正吉苑 ☎(5438)

〔申し込み・問い合わせ〕1月25日(火)から在宅介護支援センターこまえ正吉苑 ☎(5438)

〔申し込み・問い合わせ〕1月25日(火)から在宅介護支援センターこまえ正吉苑 ☎(5438)

〔申し込み・問い合わせ〕1月25日(火)から在宅介護支援センターこまえ正吉苑 ☎(5438)

〔申し込み・問い合わせ〕1月25日(火)から在宅介護支援センターこまえ正吉苑 ☎(5438)

〔申し込み・問い合わせ〕1月25日(火)から在宅介護支援センターこまえ正吉苑 ☎(5438)

〔申し込み・問い合わせ〕1月25日(火)から在宅介護支援センターこまえ正吉苑 ☎(5438)

〔申し込み・問い合わせ〕1月25日(火)から在宅介護支援センターこまえ正吉苑 ☎(5438)

〔申し込み・問い合わせ〕1月25日(火)から在宅介護支援センターこまえ正吉苑 ☎(5438)

〔申し込み・問い合わせ〕1月25日(火)から在宅介護支援センターこまえ正吉苑 ☎(5438)

〔申し込み・問い合わせ〕1月25日(火)から在宅介護支援センターこまえ正吉苑 ☎(5438)

〔申し込み・問い合わせ〕1月25日(火)から在宅介護支援センターこまえ正吉苑 ☎(5438)

〔申し込み・問い合わせ〕1月25日(火)から在宅介護支援センターこまえ正吉苑 ☎(5438)

〔申し込み・問い合わせ〕1月25日(火)から在宅介護支援センターこまえ正吉苑 ☎(5438)

〔申し込み・問い合わせ〕1月25日(火)から在宅介護支援センターこまえ正吉苑 ☎(5438)

〔申し込み・問い合わせ〕1月25日(火)から在宅介護支援センターこまえ正吉苑 ☎(5438)

〔申し込み・問い合わせ〕1月25日(火)から在宅介護支援センターこまえ正吉苑 ☎(5438)

〔申し込み・問い合わせ〕1月25日(火)から在宅介護支援センターこまえ正吉苑 ☎(5438)

〔申し込み・問い合わせ〕1月25日(火)から在宅介護支援センターこまえ正吉苑 ☎(5438)

こまえ正吉苑

16日(火)から在宅介護支援センターこまえ苑 ☎(3489) 2417へ。

▽シリーズ「医療からみた介護予防」
〔日程・講師〕2月9日(金)中村一郎さん（狛江市歯科医師会）、14日(水)伊東伸夫さん（狛江市薬剤師会）、20日(火)秋山實さん（狛江市医師会）
▽健康づくり教室
〔日程・会場〕2月2日(金)野川地域センター、16日(金)こまえ正吉苑、19日(月)谷戸橋地区センター
〔内容〕体操と講話
〔時間〕各日午後1時30分～3時
〔定員〕各日先着20人
〔申し込み・問い合わせ〕1月16日(火)から在宅介護支援センターこまえ正吉苑 ☎(5438)

障害者自立支援法施行後の障がい福祉の現状

〔日時〕2月3日(土)午後1時～4時

〔会場〕あいとぴあセンター

〔定員〕先着75人

〔講師〕茨木尚子さん（明治学者地域自立生活支援センター ☎(5438) 3533、☎(3430) 9779へ。

21世紀を展望した地域福祉が目指すものは

〔日時〕1月23日(火)午後3時～4時30分

〔会場〕あいとぴあセンター

〔定員〕100人程度

〔講師〕大橋謙策さん（日本社会事業大学学長）
※直接会場へお越しください。
〔問い合わせ〕社会福祉課

まもなく税の申告時期です

～平成19年度から市民税・都民税の税率が一律10%になります～

平成19年度市民税・都民税申告と、平成18年分所得税の確定申告の受け付けが2月16日(金)から始まります。3月15日(木)が受付最終日となりますが、申告期限が近づくと窓口が大変混雑します。ので、早めに申告いただきますよう準備をお願いします。

なお、平成19年度から国から地方への税源移譲が行われ、市民税・都民税所得割額の税率が一律10%になり、定率減税(限度額2万円)が廃止となります。そのため多くの方の場合、市民税・都民税が増え、19年中に徴収される所得税は減りますので、ご承知ください。

〔問い合わせ〕市民税・都民税は課税課。所得税は武蔵府中税務署042(362) 4711

市民税・都民税の申告 所得税の確定申告

申告期間

2月16日(金)～3月15日(木)(土・日曜日を除く)

※平日に来庁できない方のため、2月25日(月)・3月11日(月)に申告の受け付けを行いますのでご利用ください(午前9時～午後3時)。

提出先

〔市民税・都民税申告書〕 課税

〔所得税確定申告書〕 武蔵府中税務署

※計算・記入済みの確定申告書は、申告期間中(2月25日(月)・3月11日(月)を含む) 課税課でもお預かりします。

税務署職員による確定申告書作成

確定申告書の作成について、税務署職員がアドバイスを行います。ご来場の際には申告に必要な資料・筆記用具・電卓などをご持参ください。

当日、午前8時から中央公民館入口で配布する整理券の番号順に受け付けますが、定員になり次第締め切ります。
※譲渡所得・相続・贈与の相談は行いません。

確定申告書作成アドバイス日程

月 日	相談人員	相談時間	会 場
1 月24日(木)	270人	午前 9 時30分～正午 午後 1 時～ 4 時	中央公民館地下ホール
1 月25日(木)	230人		
1 月26日(金)	230人		
1 月29日(月)	200人		

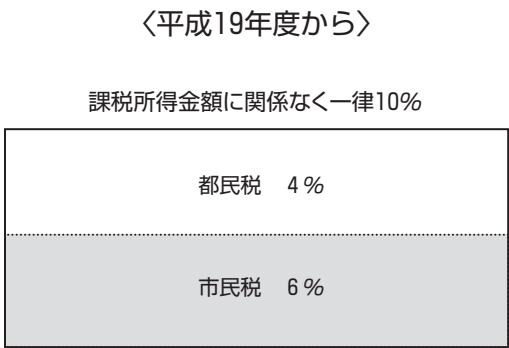
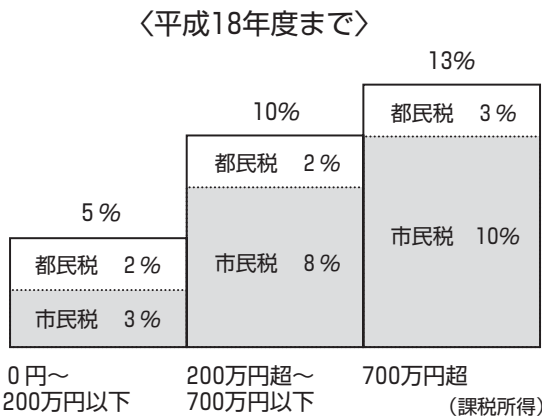
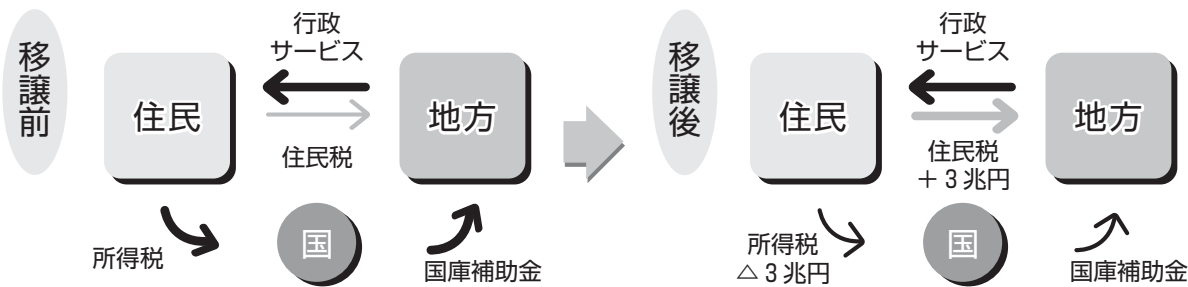
※午前8時から中央公民館入口で整理券を配布します。
※ご自身で確定申告書を作成していただきます。
※職員は作成方法のアドバイスを行います(29日(月)のみ税理士会によるアドバイスです)。
※武蔵府中税務署では、2月18日・25日の日曜日は開庁します。

税源移譲により平成19年度から 市民税・都民税が変わります

各地方自治体が自主性を発揮し、より身近な行政サービスを効率よく行えるよう、国(所得税)から地方(市・都民税)へ3兆円規模の税源移譲が行われます。

この税源移譲に伴い、市・都民税が平成19年度課税分から大きく変わります。
ほとんどの方の場合、平成

19年1月から徴収される所得税が減額となり、平成19年6月から納付される市・都民税額は増えることとなりますが、年間の所得が変わらなければ人的控除の差額調整により所得税と市・都民税を合わせた負担額が変わらないようになっています。
ただし、定率減税の廃止により税額は増えることになります。



計算例～計算方法は次のようになります～

▽課税所得300万円の場合

$$200\text{万円} \times 5\% + (300\text{万円} - 200\text{万円}) \times 10\% = 20\text{万円}$$

$$300\text{万円} \times 10\% = 30\text{万円}$$

※実際の税額計算には、このほかに人的控除の差に対応した減額措置が講じられます。

市民税・都民税所得割額の税率変更

市・都民税は、前年の所得額に応じて課税される「所得割額」と、所得額にかかわらず定額で課税される「均等割額」があります。このうち、市・都民税の「所得割額」の税率が税源移譲により一律になります。

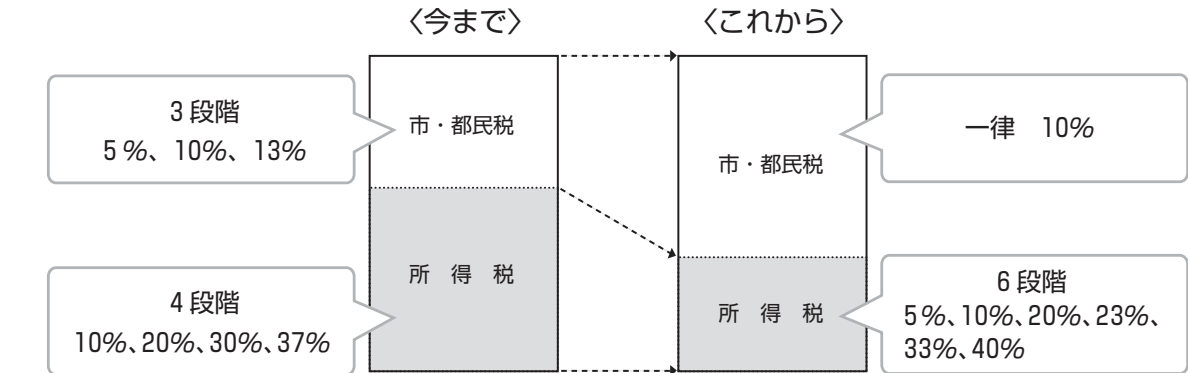
税源移譲前は、所得に応じて3段階の超過累進課税でしたが、税源移譲後は、一律10%の税率で課税されます。そのため多く

の方の場合、市・都民税額が増えることになります。

税源移譲では市・都民税と所得税を合わせた税負担は変わりません

市・都民税の「所得割額」の税率が一律10%に改正されることに合わせて、所得税の税率も改正されます。

年間の所得金額が変わらなければ、税源移譲前と税源移譲後にお支払いいただく市・都民税と所得税の合計額は、基本的に変りません。



■表 1 調整控除額(所得税との人的控除差額の調整)		(例) 市・都民税と所得税の人的控除額			
課税所得金額が 200万円以下	(イ)と(ロ)のいずれか小さい額の 5 %	控除の種類	市・都民税	所 得 税	控除額の差
	(イ) 所得税との人的控除額の差の合計額	基礎控除	33万円	38万円	5万円
	(ロ) 市民税・都民税の課税所得金額	配偶者控除	33万円	38万円	5万円
課税所得金額が 200万円超	{人的控除額の差の合計額－(課税所得金額－200万円)}の 5 % ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円とする	扶養控除	33万円	38万円	5万円
		特定扶養控除	45万円	63万円	18万円
		例えば、控除額の差は、 単身世帯の場合：5万円 妻（70歳未満）、子2人（13歳、17歳） を扶養している世帯の場合：33万円			

※原則として分離所得は対象外

■表 2 定率減税の廃止		平成18年(度)	平成19年(度)
市・都民税	税額の7.5%相当額を控除（2万円を限度）	→ 廃止	
所 得 税	税額の10%相当額を控除（12万5,000円を限度）		

■表 3 老年者の非課税措置廃止による経過措置		平成17年度	平成18年度以降
非課税	合計所得金額125万円以下の方	→ 課税	経過処置として 平成18年度は税額の 3 分の 2 を減額 平成19年度は税額の 3 分の 1 を減額 平成20年度は全額負担 ※この経過処置は、昭和15年 1 月 2 日以前に生まれた方が対象になります。

■給与所得者および年金受給者の例による18年（度）分との比較

市・都民税と所得税の合計で平成19年度の負担が増えているのは、定率減税の廃止によるものです。

❖給与所得者、単身世帯の場合 (単位：円)							
給与収入	市・都民税			所 得 税			負担増減
	18年度分	19年度分	増 減	18年分	19年分	増 減	
300万円	6 万3,600	13万500	6 万6,900	11万1,600	6 万2,000	△ 4 万9,600	1 万7,300
500万円	15 万4,700	26万4,500	10万9,800	23万2,200	16万500	△ 7 万1,700	3 万8,100
700万円	29万1,000	40万8,500	11万7,500	42万6,600	37万6,500	△ 5 万100	6 万7,400

❖給与所得者、夫婦子ども 2 人（子どもの 1 人は特定扶養） (単位：円)							
給与収入	市・都民税			所 得 税			負担増減
	18年度分	19年度分	増 減	18年分	19年分	増 減	
300万円	1 万2,300	1 万3,000	700	0	0	0	700
500万円	7 万4,300	13万9,500	6 万5,200	10万7,100	5 万9,500	△ 4 万7,600	1 万7,600
700万円	18万5,300	29万7,500	11万2,200	23万6,700	16万5,500	△ 7 万1,200	4 万1,000

❖年金受給者（平成17年 1 月 1 日現在65歳以上）、単身世帯 (単位：円)							
年金収入	市・都民税			所 得 税			負担増減
	18年度分	19年度分	増 減	18年分	19年分	増 減	
200万円	7,300	2 万7,400	2 万100	3 万1,300	1 万7,400	△ 1 万3,900	6,200
300万円	6 万5,300	13万4,200	6 万8,900	11万5,000	6 万3,900	△ 5 万1,100	1 万7,800
400万円	10万5,200	21万1,000	10万5,800	18万4,000	10万7,000	△ 7 万7,000	2 万8,800

❖年金受給者（平成17年 1 月 1 日現在65歳以上）、夫婦 2 人世帯（配偶者は70歳未満） (単位：円)							
年金収入	市・都民税			所 得 税			負担増減
	18年度分	19年度分	増 減	18年分	19年分	増 減	
200万円	0	0	0	0	0	0	0
300万円	4 万9,300	9 万7,000	4 万7,700	7 万9,200	4 万4,000	△ 3 万5,200	1 万2,500
400万円	8 万4,700	17万3,600	8 万8,900	14万8,200	8 万2,300	△ 6 万5,900	2 万3,000

- ※ 1 一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています（控除額により税額の増減あり）。
※ 2 所得税の18年分は定率減税後の額を表示しています。
※ 3 市・都民税の18年度分は定率減税後の額に均等割額を合算して表示しています。
※ 4 市・都民税の19年度分は調整控除後の額に均等割額を合算して表示しています。
※ 5 年金収入が245万円以下の方の市・都民税は65歳以上の方への非課税措置が廃止されたことに伴う経過措置で税額が平成18年度は 3 分の 2、19年度は 3 分の 1 が減額されることを見込んでいます。

市・都民税に調整控除を新設

市・都民税と所得税では、人的控除額に差があります。従って同じ収入金額でも市・都民税の課税所得は、所得税よりも多くなっていますので、市・都民税の税率を5%から10%に引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは、税負担が増えてしまうことになります。

このため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、市・都民税を減額すること

によって、納税者の税負担が変わらないようにしています（表1 参照）。

定率減税の廃止により税負担が増えます

定率減税は、景気対策のための特例措置として平成11年(度)に導入されましたが、経済状況の改善等を踏まえ、税源移譲と同時に、市・都民税(限度額2万円)と所得税(限度額12万5,000円)の経過措置が廃止となったため、税負担が増えることとなります（表2 参照）。

老年者の非課税措置廃止で、経過措置がとられています

平成17年1月1日現在、65歳以上の方（昭和15年1月2日以前に生まれた方）で前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度まで市・都民税が非課税でしたが、年齢にかかわらず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が平成18年度から廃止され、現役世

代と同様の制度が適用されています。

ただし、急激に税の負担が増えないようにするための経過措置が平成19年度までとられています（表3 参照）。

税額が変わる時期が異なりますのでご注意ください

税目や所得の種類により、税額が変わる時期が異なりますのでご注意ください（表4 参照）。

■表 4 税額が変わる時期

所得の種類	市・都民税	所 得 税
給与所得	平成19年 6 月から	平成19年 1 月から
事業所得	平成19年 6 月から	平成20年 3 月の確定申告から (予定納税は平成19年 7 月から)
年金所得	平成19年 6 月から	平成19年 2 月から
退職所得	平成19年 1 月から	平成19年 1 月から



—その 156—

昭和十六年一月 瀬之間紋重日記より

太平洋戦争開戦間近の世の中の動きを、当時東京航空計器に勤務していた瀬之間紋重さんの日記から眺めてみました（「」内は日記の引用、現代仮名遣い・当用漢字に直してあります）。
一日 新年を迎え「中島先生外生徒、明治神宮へ早朝参拝す」
四日「今日は生徒は江の島鎌倉方面へ行軍のため校庭に集合七時出発、元氣良く後は火の消えた様な始末……夕刻まで出入りの人もなく全く静か。六・三〇漸く一隊は夕闇のうちに声ありの帰校に、つと安堵し延々ながら夕飯を忙しい様にすました」
八日「新春早々の初雪に、六時より生徒は雪と共に猛訓練だ。校庭で参四廻りし駆け足、それより武術競技にえいえいと掛け声高く、次第次第に曙は来た」
昭和10年に制度化された青年学校が、14年以後男子のみ義務制になったので、会社内にも設置して、教練を必修に戦時教育を盛んに行っていた。
十四日「今日は会社で生徒慰労の甘酒を作ったがお砂糖で味付けしたためにさほどの風味もなかった」この頃は砂糖も配給制になり一般家庭ではなかなか手に入らなくなっていた。
二十日月曜「今日も相当外出多く皆思い思いに羽を伸ばした様にこにこ顔で出門した。なお残留の生徒は好天氣に恵まれて音楽に相撲に、そして次々と何

か遊び事を見つけては大いにはしゃいでいた」この日は月曜日だけど、電力を無駄なく使うために日曜日を勤務日にし、他の曜日を工場ごとに交替で電休日として会社を休みになっていた。
食料事情もだんだん悪くなり、昭和16年4月から米の配給制と外食券制度が実施された。でも粕江は自然が豊かだったから、七日「堆肥作り、山芋掘り成城の山へ」九日「山芋掘り成城の山で五、六本を得た」山芋掘りは十日、二十五日と続き、十一日「小麦へ施下肥」などと野山からの恵みもあった。
足りないのは食料だけではない。十四日「午後には出入りの大工様から燃料を分配して貰ったので当分は助かる。最近の様に燃料が不足では全く困る。夕刻リヤカーで大汗を絞り帰宅した」ガスも石油もない頃である。
前年9月に内務省が出した『常会整備要項』がいよいよ実施になって、十八日「夜は常会初の集会で冠婚葬祭等を始めその他の件につき相談あつて一〇時近くに閉会帰宅した」前年国民精神総動員本部から出された冠婚葬祭の簡素化についても話し合われていた。「七時より三島常会集合す。会長宅にて、出席二〇名」とも記されている。
昭和12年に始まった日中戦争は果てしなく続き、十九日「今日は暇を利用して出征軍人への慰問袋、そして心からの慰問文を認めて送ることにした。」
そしてこの年の12月8日、ついに太平洋戦争が始まった。
井上孝（粕江市文化財専門委員）

平成 19 年度市職員募集く看護師く

平成 19 年度中における職員の欠員補充のため、看護師を対象とする採用資格試験を実施します。

〔採用予定日〕 4 月 1 日

〔職種〕 看護師

〔受験資格〕

▽看護師の資格を有する方

▽昭和 48 年 4 月 2 日以降生まれの方

▽活字印刷による出題に対応できる方

※国籍は問いませんが、地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当する方は受験できません。

〔募集人員〕 1 人

〔申込書配布〕 1 月 31 日（水）まで職員課で配布（土・日曜日を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時）

■申込方法

持参の場合	1 月 15 日（月）から 31 日（水）までに職員課へ（土・日曜日を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時）。
郵送の場合	1 月 15 日（月）から 29 日（月）まで（消印有効）に、提出書類および受験票送付代として 80 円切手を封筒に入れ、必ず配達記録で〒201-8585 狛江市役所職員課へ。

保育園の受け入れ年齢が変更になります

4 月 1 日から、宮前保育園および三島保育園の受け入れ年齢が満 8 カ月から満 6 カ月



〔問い合わせ〕 児童福祉課

助役に須田眞立さんを選出

平成 18 年 12 月 25 日（月）開催の市議会第 4 回定例会で、須田眞立さんが市議会の同意を得て、助役に選任されました。任期は 1 月 1 日から 4 年間です。



行政けいごばん

市税・介護保険料の納付および相談窓口

▽日曜窓口

〔日時〕 1 月 28 日（日）午前 8 時 30 分～午後 5 時

▽夜間窓口

〔日時〕 1 月 25 日（水）午後 8 時まで

〔会場〕 収納課

なお、平成 18 年度市民税・都民税（第 4 期分）、平成 18 年度国民健康保険税（第 7 期分）、介護保険料（第 7 期分）は、1 月 31 日（水）までに納めてください。

※納付は便利で納め忘れない口座振替をご利用ください。

〔問い合わせ〕 収納課

民生・児童委員が新しく決まりました

平成 18 年 1 月 1 日（月）から欠員となっていた地区を担当する民生委員・児童委員が新しく決まりましたのでお知らせします。何かお困りの際は、ご相談ください。

〔氏名〕 鈴木茂

〔住所〕 和泉本町 3-34-11

〔電話番号〕 ☎（3480）0886

〔担当地域〕 和泉本町 3 丁目 1-25 番

〔問い合わせ〕 社会福祉課

寝たきり高齢者等の障害者控除対象者認定の申請を受け付けています

〔対象〕 次のすべてに該当している方

▽65 歳以上の要介護認定者（要介護 3～5）

▽基準日（平成 18 年 12 月 31 日）前 6 カ月以上寝たきりまたは認知症で日常生活に支障のある方

〔申請手続〕 対象となる方の介護保険被保険者証をお持ちの上、福祉総合相談窓口へ申請してください。

※すでに身体障害者手帳等をお持ちの方は申請の必要はありません。

〔問い合わせ〕 高齢福祉課

狛江市議会議員選挙立候補予定者説明会

任期満了による狛江市議会議員選挙（4 月 22 日（日）執行）に伴う、立候補予定者への説明会を行います。

〔日時〕 2 月 14 日（水）午後 2 時から

〔会場〕 中央公民館

※当日は総括・出納責任者等を含め 3 人以上でお願いします。

〔問い合わせ〕 選挙管理委員会事務局

国民年金基金に加入しませんか

国民年金基金とは、自営業者などの国民年金に加入している方が、より充実した年金を受けられるように、任意で加入できる公的な年金制度です。

〔加入できる方〕 20 歳から 60 歳までの国民年金第 1 号被保険者（保険料を免除および猶予されている方を除く）

〔年金の種類〕 年金のタイプに

は「終身年金」と「確定年金」があります。

それぞれ老齢年金と遺族一時金が支給され、支給額は掛金によって異なります。

〔掛金〕 月額 6 万 8,000 円を上限として、希望する加入口数の掛金を支払います。

納めた掛金は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税などが軽減されます。

〔問い合わせ〕 東京都国民年金基金 ☎（5285）8800

確定申告には社会保険料控除証明書が必要です

国民年金保険料は、全額社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除の適用を受けるには、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（以下「控除証明書」）の添付が必要となります。

そのため、平成 18 年 1 月 1 日から 10 月 2 日までに国民年金保険料を納付した方には、11 月中旬に「控除証明書」を送付しています。

なお、「控除証明書」に記載されている月以外に国民年金保険料を納付している場合は、「控除証明書」と併せてその月分の国民年金保険料領収証書を添付してください。

また、平成 18 年 10 月 3 日から 12 月 31 日までに、初めて国民年金保険料を納付された方には、2 月中旬に「控除証明書」を送付します。

紛失等による再発行はお問い合わせください。

〔問い合わせ〕 専用コールセン

ター ☎0570（00）9911

要介護認定軽度者の特殊寝台等購入費を助成します

介護保険制度の改正に伴い、要介護認定軽度者（要支援 1・2 または要介護 1 の方）は、平成 18 年 4 月 1 日以降、介護保険による特殊寝台等の貸与が原則受けられなくなり、また、平成 18 年 9 月 30 日までの経過措置期間も終了となりました。

市では、要介護認定軽度者で、次に掲げるすべての要件を満たす方について、今年度限り特殊寝台等の購入費の一部を助成します。

〔該当要件〕

▽平成 18 年 3 月 31 日時点で、介護保険による特殊寝台の貸与を受けていた方

▽平成 18 年 4 月 1 日の介護保険制度改正に伴い、介護保険による特殊寝台の貸与が受けられなくなり、経過措置の対象となった方

▽在宅での日常生活を続ける上で市長が必要と判断した方

▽平成 18 年 4 月 1 日から 19 年

3 月 30 日（金）までに高齢福祉課へ。

▽購入時の領収書など

※領収書を紛失された方は、申請書の販売者証明欄への記載が必要です。

〔申し込み・問い合わせ〕

3 月 30 日（金）までに高齢福祉課へ。

審議会等の公開

狛江市社会教育委員の会議

〔日時〕 1 月 17 日（水）午後 6 時から

〔会場〕 304 会議室

〔問い合わせ〕 社会教育課

狛江市文化財専門委員の会議

〔日時〕 1 月 19 日（金）午後 6 時から

〔会場〕 503 会議室

〔問い合わせ〕 社会教育課

寄 附

（敬称略）

〔現金〕 和泉会、狛江市畳工業組合（東野川 4-1）、T&M ク

ラブ加藤安子（和泉本町 3-14）

〔物品〕 ㈱武蔵府中法人会

〔問い合わせ〕 総務防災課

健康と衛生

健康診査

Health

■1歳6カ月児健康診査

〔日時〕2月5日(月)受付時間は午後1時～1時30分〔会場〕あいとびあセンター〔対象〕平成17年7月生まれの幼児〔持ち物〕母子健康手帳・問診票・保険証・現在使っているお子さんの歯ブラシ※対象者には個別に問診票を送付しています。

〔問い合わせ〕健康課 ☎（3488）1181

■3歳児健康診査

〔日時〕2月15日(木)受付時間は午後1時～1時30分〔会場〕あいとびあセンター〔対象〕平成16年1月生まれの幼児〔持ち物〕母子健康手帳・問診票・目と耳のアンケート・尿・保険証※対象者には個別に問診票を送付しています。

〔問い合わせ〕健康課 ☎（3488）1181

■妊婦歯科健診

妊娠中の方（初産婦・経産婦）を対象に、歯科健診を行います。なるべく妊娠中期にお受けください。

〔日時〕1月26日(金)受付時間は午後1時～1時10分〔会場〕あいとびあセンター

予防接種

Health

■BCG接種

〔日時〕2月6日(火)受付時間は午前10時～10時30分〔会場〕あいとびあセンター〔対象〕生後3～6カ月未満の乳児（平成18年8月8日～11月7日生まれ）〔持ち物〕母子健康手帳・予診票・髪の毛をまとめるゴム・ピン等※対象者には個別に予診票を送付しています。

〔問い合わせ〕健康課 ☎（3488）1181

教室

Health

■育児学級

5・6カ月児の赤ちゃんの保育と離乳食（初期）について勉強します。受講中は民生委員が赤ちゃんをお預かりします。

〔日時〕2月1日(木)受付時間は午後1時～1時20分（3時30分終了予定）〔会場〕あいとびあセンター〔持ち物〕母子健康手帳・筆記用具・バスタオル・赤ちゃんの飲み物など
〔申し込み・問い合わせ〕健康課 ☎（3488）1181へ。

■ママ・パパ学級

現在第1子妊娠中のお母さん・お父さんのための講座です。妊娠中の生活、出産、育児について学びながらお友だちづくりをしませんか。

〔会場〕あいとびあセンター
〔申し込み・問い合わせ〕健康課 ☎（3488）1181へ。

健康相談

Health

■出張健康相談

自分や家族の健康のこと、食事のこと、子育てのこと等を保健師・管理栄養士等が相談に応じます。

〔問い合わせ〕健康課 ☎（3488）1181

麻しん・風しんの予防接種はお済みですか

〔第1期対象者〕

生後12カ月から24カ月未満のお子さんで、1回接種します。できるだけ早い時期に接種しましょう。

〔第2期対象者〕

5歳以上7歳未満のお子さんで、小学校就学前の1年間に1回接種します。現在対象となるのは、平成12年4月2日から平成13年4月1日生まれのお子さんで、3月31日までが接種期間となります。

▽麻しんおよび風しんが未接種でいずれにもかかっていないお子さん

原則麻しん風しん混合ワクチンを接種します。

▽麻しんまたは風しんの単抗原ワクチンの接種を受けたお

じます。気軽にご相談ください。

〔日時〕1月29日(月)午後2時～4時〔会場〕野川地域センター
〔問い合わせ〕健康課 ☎（3488）1181

■育児相談

育児に関する悩みや相談、お母さん自身の心や体のことなど気軽に相談ください。保健師・管理栄養士、歯科衛生士等が相談に応じます（お子さんの身長、体重も測れます）。

〔日時〕1月24日(木)午前9時30分～11時30分〔会場〕あいとびあセンター〔持ち物〕母子健康手帳

子さん

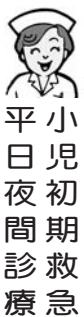
第1期対象者は、接種してないほうの単抗原ワクチンを接種します。

第2期対象者は、麻しん風しん混合ワクチンを接種します。

▽麻しんまたは風しんにかかったことが明らかなお子さん
かかっていないほうの単抗原ワクチンを接種します。

一度も麻しんや風しんの予防接種を受けたことがない7歳6カ月未満のお子さんの接種を希望される場合や、不明な点のある方は、健康課もしくは主治医までお問い合わせください。

〔問い合わせ〕健康課 ☎（3488）1181



小児初期救急
平日夜間診療

〔診療日〕月～金曜日（当院の休診日は除く）

〔受付時間〕午後7時～9時30分

〔対象〕15歳以下の急病のお子さん

※事前に電話をしてから受診

○慈恵第三病院内「狛江・調布小児初期救急平日準夜間診療室」

☎（3488）2061



休日診療

〔診療日〕21日・28日

〔受付時間〕午前9時～11時30分・午後1時～4時30分

〔会場〕あいとびあセンター

○休日応急診療所

☎（3488）9121

○休日歯科応急診療所

☎（3488）9171

○休日診療薬局

☎（3488）1519



24時間
医療機関案内

○狛江消防署

☎（3480）0119

○ひまわり

☎（5272）0303

インターネット <http://www.himawari.m/euro.tokyo.jp/>

「地域安心安全情報システム」をご存じですか

市ではパソコンや携帯電話のインターネットを活用して、住民が地域の犯罪の発生情報や不審者の目撃情報等を共有

することで、地域の安心安全のために役立てることを目的に「地域安心安全情報システム」の登録活用をお願いしています。

現在の登録者数は1,011人（1月1日現在）で、情報提供件数は184件、うち133件をメール配信しています。

主な配信内容としては、調布警察署や市教育委員会からの犯罪発生情報、不審者出没情報等各種防犯、防災情報です。

事前にパソコンや携帯電話のメールアドレスを登録すれば、自動的に情報が配信されます。登録してなくてもイ

市ではパソコンや携帯電話のインターネット（アドレス参照）で、同様の内容を閲覧できます。

パンフレットから <http://www.anshin-komae.jp/Community>

携帯電話から <http://www.anshin-komae.jp/Community/mobile/>

市ホームページから <http://p://www.city.komae.tokyo.jp>

なお、掲載した内容と市内の犯罪発生状況統計等情報を2カ月に一度まとめ、「こまえ安心安全情報ネット安心安全情報一覧表」として発行し、小・中学校や各地域センター等に配布しています。

地域での子どもの見守りの強化、防犯防災活動にぜひご活用ください。

〔問い合わせ〕総務防災課

最近、狛江市近辺に集中して偽税務署員の税金還付金詐欺事件が多発しています。

国税局や税務署がATMを操作させて税金の還付手続きを行うことは一切ありませんので十分ご注意ください。

〔相談窓口・問い合わせ〕総務防災課、警視庁生活安全総務課 ☎（3581）4321、調布警察署 ☎042（488）0110、武蔵府中税務署 ☎042（362）4711

高齡者等が留守番をしてい

税務署員を名乗り、「税金の還付金がある」とだます手口が多発しています

最近、狛江市近辺に集中して偽税務署員の税金還付金詐欺事件が多発しています。

国税局や税務署がATMを操作させて税金の還付手続きを行うことは一切ありませんので十分ご注意ください。

件）、このほか10月から約2カ月間で未遂が64件もあり、被害額は922万円（市内約773万円）と多額になっています。

調布警察署 ☎042（488）0110、武蔵府中税務署 ☎042（362）4711

高齡者等が留守番をしてい

調布警察署 ☎042（488）0110、武蔵府中税務署 ☎042（362）4711

インフォメーション

お知らせ

セミナー

■特別消費生活相談「若者のトラブル110番」悪質商法被害防止共同キャンペーン

■子育て支援講座「小・中学生の居場所について、南部地域センターの取り組み」

〔日時〕1月25日(木)・26日(金)午前10時～午後4時(受け付けは3時まで)〔会場〕産業生活課内消費生活相談コーナー〔内容〕電話相談・来所相談

〔問い合わせ〕産業生活課

■東京都産業別最低賃金が改正されました。ねえみんな、この金額に目を留めて！

東京都の産業別最低賃金は、平成18年12月31日(日)から、左表のとおり改正施行されました。

■産業別最低賃金一覧

業 種	時間額(円)
鉄鋼業	810
一般産業用機械・装置、真空装置・真空機器製造業	798
電気機械器具、情報通信機械器具、精密機械器具製造業	794
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業	797
出版業	794
各種商品小売業	770

〔問い合わせ〕東京労働局賃金課 ☎(3814)5318

〔日時〕2月15日(木)午後2時～4時〔会場〕中央公民館〔定員〕40人(大人のみ)〔講師〕総務省関東総合通信局職員〔持ち物〕筆記用具

〔申し込み・問い合わせ〕1月16日(火)午前9時から産業生活課へ。

■男の料理教室「体のあたたまるキムチ鍋と野菜のピクルス」

〔日時〕2月3日(土)午前10時～午後1時〔対象〕成人男性〔定員〕先着15人〔講師〕小林秀子さん(料理研究家)〔持ち物〕エプロン・三角巾・ふきん〔参加費〕900円(材料実費)

〔申し込み・問い合わせ〕南部地域センター ☎(3489)2150へ。

市ホームページをリニューアルしました

市民の皆さんにより一層利用しやすいホームページとなるよう検索機能の充実とトップページの見直しを中心にリニューアルを行いました。

■主なりニユール内容

▽「出産・子育て」「学校」「健康」「福祉」などのキーワード

■折り紙教室「おひなさま色紙飾り」

〔日時〕2月8日(木)午前10時～正午〔対象〕成人〔定員〕先着25人〔講師〕磯久子さん(折り紙講師)〔参加費〕600円(材料実費)

〔申し込み・問い合わせ〕南部地域センター ☎(3489)2150へ。

催し

■やさきやま文庫「折り紙で遊ぶ」

〔日時〕1月20日(土)午前10時30分～11時30分〔会場〕第三小学校図書室〔対象〕主に小学生(低学年の参加はなるべく親子で)〔内容〕折り紙でたこなどを作ります〔協力〕たま川遊びの会※毎週土曜日午前10時から午後4時まで一般開放していますので、ぜひご利用ください。

〔問い合わせ〕社会教育課

■遊びの会に参加しませんか

今回は、障がいのある子もな

9 介護保険

サービスの質の向上「事業者規制の見直し」「介護サービスの公表」

▽事業者規制の見直し
介護保険サービスを適切に運営していくために不正によつて指定を取り消された事業者は、一定の年数を経ないと指定されません。

また、事業者の指定は更新が必要になりました。不適正な事業者は、指定の更新が認められません。

▽介護サービス情報の公表
介護保険制度は、利用者が自ら介護サービスや事業者を選んで事業者と契約を結び、サービスを利用する仕組みになっています。利用者が必要な事業者を選択できるよう、介護サービス

知ってナットク!!

新が必要になりました。不適正な事業者は、指定の更新が認められません。

▽介護サービス情報の公表
介護保険制度は、利用者が自ら介護サービスや事業者を選んで事業者と契約を結び、サービスを利用する仕組みになっています。利用者が必要な事業者を選択できるよう、介護サービス

消費生活相談コーナーから③

◆インターネットのオークション・通信販売のトラブルに巻き込まれないために◆

ネットオークションやネット通販を悪用した業者等の苦情相談が増加しています。ネットオークションでの落札やネット通販で前払いしたのに商品が届かず連絡が取れなくなってしまうなどです。

ネット取引は時間制限もなく便利ですが、顔の見えない取引引きのため、相手の信用度を判断するのは難しいものがあります。また、被害にあっても救済は難しいのが現状です。利用の際には十分な注意が必要です。

【ご注意を!!】被害にあわないために:

▽出品者の評価を事前に調べる▽前払いはしない▽高額な取引は代引き(代金引き換え)や、エクスローサービス(出品者と落札者の間に業者が入って、お金や商品の流れを取り仕切ってくれる有料サービス)の利用を▽相手の住所、氏名、固定電話を確認し印刷しておく。

万が一、被害に遭ったらずぐに消費生活相談コーナーへ。〔問い合わせ〕産業生活課

以下は広告枠です

公社のケア付き高齢者住宅「明日見らいふ南大沢」見学会の開催（昼食付き：予約制）

【開催日】1月19日(金)、1月26日(金)、2月2日(金)、2月9日(金)他

「明日見らいふ南大沢」では、より多くの皆さまに「明日見らいふ南大沢」を知っていただきたく、昼食付きの見学会を開催しております。この機会に、「明日見らいふ南大沢」をご見学してみたいかがでしょうか？

ご家族、ご友人とお誘い合わせの上、ぜひともご参加ください。

JK 東京都住宅供給公社 明日見らいふ南大沢現地管理事務所 TEL042-679-3040

東京都八王子市南大沢3-16-1 <http://www.to-kousya.or.jp/> 受付時間：月～金曜日 9時～17時（土日・祝日、年末年始を除く）

- 見学会の昼食代は無料です。
- 予約制です。(お電話にてご予約ください。)
- 交通

京王相模原線「南大沢」駅下車、バス「南大沢団地循環」(1番のりば)又は「京王堀之内駅行」(2番のりば)で約5分、「南大沢団地」下車、徒歩2分(約100m)

パンフレットのご請求も承ります。



「明日見らいふ南大沢」外観

スポーツ

■市民ふれあい広場は 3 月 31 日（土）に廃止します

市民ふれあい広場は、調布都市計画道路 3・4・17 号線着工に伴い、廃止することになりました。これにより、広場の利用は 3 月 31 日（土）までとなります。

なお、代替施設については、決定次第あらためてお知らせします。

【問い合わせ】体育課 ☎（3430）1141

■市民総合体育館が一時停電します

1 月 18 日（木）は、午前 10 時まで電気設備の点検を行うため一時停電します。その間、受付事務は行いませんのでご注意ください。

【問い合わせ】体育課 ☎（3430）1141

募集

■狛江市国際交流協会日本語スピーチコンテスト出場者

【日時】3 月 4 日（日）午後 1 時 30 分～5 時（親睦会含む）【会場】中央公民館【内容】海外出身の方々による日本語でのスピーチコンテストで、テーマは自由。年齢・日本語の習熟度等は問いません。

【申し込み・問い合わせ】2 月 5 日（月）までに、市民協働課（国

際交流協会事務局）へ。

■狛江市スポーツ振興審議会委員

狛江市スポーツ振興審議会条例に基づき狛江市スポーツ振興審議会公募委員を募集します。

審議会は、市教育委員会の諮問に応じて、スポーツの振興に関する重要事項について調査審議し、答申します。

【対象】20 歳以上（平成 19 年 4 月 1 日現在）で市内スポーツ関係者【募集人員】2 人以内【任期】4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの 2 年間

【申し込み・問い合わせ】1 月 31 日（水）（必着）までに「将来の狛江の市民スポーツのあり方について」（800 字程度。様式自由）と住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号・スポーツの経歴を明記して、持参または郵送（〒2001-0003 和泉本町 3-25-1）体育課 ☎（3430）1141 へ。

公民館

◎西河原公民館

☎（3480）3201

■こまえ市民大学・女性問題講座「女の身体の不思議を知る、中医学から見る女の身体」

【日程および内容】▽2 月 3 日（土）「妊娠・出産を通してその不思議を知る」▽2 月 10 日（土）「食と身体の関係―調理を通して実践的に学ぶ」（一品料理とお茶）

【時間】午前 10 時～正午【会場】中央公民館【講師】高島系子さ

ん（中医学ライター）【定員】20 人【受講料】各回 200 円※10 日（土）は別途、材料費実費 100 円程度必要。

◎中央公民館

☎（3488）4411

■狛江の遺跡展【日時】1 月 17 日（水）～31 日（水）午前 9 時～午後 9 時

図書館

◎上和泉地域センター

☎（3489）9101

■上和泉おはなし会【時間】各回とも 0 歳からの部午後 3 時 15 分から・4 歳からの部 3 時 45 分



【日時】1 月 19 日（金）午後 3 時 30 分から【対象】幼児、小学校低学年（絵本）
だるまちゃん、とんとんぐちゃん（お話）
だんだんのみ（折り紙）
おに

親子読書推進事業絵本講座

▽おはなし会「おはなしおぼさんの玉手箱」

【日程】2 月 3 日（土）
【時間】▽未就学児と保護者 午前 10 時から※事前の申し込みが必要で※小学生 午前 11 時から※直接会場にお越しください。

【会場】中央公民館
【講師】藤田浩子さん（語り部）

▽講演会「絵本と鳥の巢の不思議」

【日時】2 月 18 日（日）午後 1 時 30 分から
【会場】中央公民館
【対象】小学生から大人まで
【定員】先着 50 人



「バサラ山スケッチ通信 ぼくの鳥の巣探検」
鈴木まもる／作 小峰書店

ファミサポ・サロンを開催します

地域のボランティア活動に参加してくれるサポーターさんを募集しています。

ゆつくりお茶を飲みながら先輩サポーターさんの話を聞きにいらっしやいませんか。

【会場】和泉児童館
【申し込み・問い合わせ】ファミリー・サポーター・センター ☎（3480）1587
（火）土曜日午前 10 時～午後 6 時）へ。



◎子ども家庭支援センター
☎（5438）6606

■子育てゼミナール「みくんな元気に食べてるかな？もぐもぐカミカミ教室」（後期・完了期離乳食教室）【日時】2 月 5 日（月）午前 10 時 30 分～11 時 30 分【対象】乳幼児保護者

【定員】25 人【内容】狛江栄養士会によるお話と試食【参加費】200 円（試食・資料代）※保育あり。申し込み時に必ずお申し出ください【申し込み】参加費をもって直接センターへ。

◎和泉児童館

☎（3480）1441

■ひまわりリトミック【日時】1 月 24 日（水）△クラス午

◎岩戸児童センター
☎（3489）5414

■ふれあいの音楽会【日時】2 月 3 日（土）午前 11 時～正午【対象】乳幼児親子・小学生【内容】音大生による演奏会【申し込み】1 月 22 日（月）から

◎狛江子どもの家
☎（3488）1231

■園庭開放【日時】1 月 18 日（水）午前 10 時～11 時（雨天中止）

◎多摩川保育園

☎042（483）4667

■人形劇（スूप）と園庭開放【日時】1 月 25 日（木）午前 10 時～11 時

以下は広告枠です

新築

住む人の安らぎを育む

リフォーム

自然素材の家づくり

日本の木は安心・安全・長持ち
健康・快適生活に最適です。



住まいと暮らしの調和を創る

トークンホーム

URL ▶ <http://www.token-h.co.jp/>



0120-565-321

●一級建築士事務所●建築・施工・監理



株式会社 東建ハウジング

東京都狛江市若戸北 1-7-9 ☎03-3488-1001

info@token-h.co.jp



まなび講座を 気軽にご利用ください

まなび講座は、市民の皆さんが主催する学習会などに市の職員が伺い、分かりやすく行政の制度や市政の取り組みなどの説明を行う制度です。

地域のグループ・自治会等の学習会に、ぜひご利用ください。

〔申し込み・問い合わせ〕社会教育課へ。

対 象

市内に在住・在学・在勤する10人以上で構成された団体（講座を受講するため、一時的につくった団体でも対象となります）

開催日時

月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 9 時まで。土・日曜日、祝日は午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、年末年始（12月28日から 1 月 4 日まで）は実施していません。講義時間は 2 時間以内です。

■まなび講座一覧

番号	講 座 名	サブタイトル	担当課
1	狛江市の概要	狛江市ってどんなまち	企画経営室
2	狛江市の基本計画	水と緑の住みよいまちづくり	
3	狛江市の行財政改革	持続可能なまちづくり	
4	狛江市の財政	今、財政状況は?!	
5	狛江市の市民参加	市民参加の方法	市民協働課
6	狛江市の市民協働	市民協働の取り組み	
7	NPO法人ってな～に？	NPO法人の基本から法人設立認証申請まで	
8	地域・地区センターの利用方法	活用しましょうみんなのコミュニティー施設	
9	ふるさと友好都市川口町	行ってみよう自然豊かな狛江のふるさとへ	
10	青少年の健全育成	健全育成のしくみ	
11	女性問題ってなあに	男女共同参画社会を目指して	契約課
12	市の入札・契約制度	公共工事入札・契約制度について	
13	わがまちの防災対策	災害が発生したらあなたはどうしますか	総務防災課
14	職員課の仕事	職員課の仕事とは？	職員課
15	情報公開制度と個人情報保護	透明・公正な市政とプライバシー保護	情報課
16	市民課窓口の仕事	わかりやすい市民課窓口手続き	市民課
17	市税について	暮らしと税金	課税課
18	市税等の徴収について	市税の徴収とはどんなこと	収納課
19	国民健康保険のしくみ	みんなで支え合う国民健康保険	保険年金課
20	老人医療のしくみ	老人医療保険制度について	
21	老後のパートナー国民年金が柱です	あなたが育てる国民年金	
22	消費生活講座	賢い消費者となるために	産業生活課
23	市民相談について	トラブルの解決は専門家に相談を	
24	高齢者・障がい者の住宅について	高齢者等に配慮した住宅	
25	狛江の農業	都市化の進む中での農業	
26	狛江の商工業	これからの商工業	社会福祉課 高齢福祉課
27	福祉サービス入門	何か困ったこと ありましたか ありますか	
28	障がい者福祉について	在宅福祉サービスを中心に －障がい者編－	社会福祉課

会 場

市内に限ります。公共施設、自治会施設および自宅など、会場の手配や準備は主催者側でお願いします。

講 師 料

無料（講座によっては、教材費等の実費が必要です）

申込方法

講座を開催しようとする日の14日前までに社会教育課へお申し込みください。申込書は社会教育課にあります。電子申請（市ホームページからご利用ください）でも受け付けています。
※まなび講座は、苦情や陳情を受ける場ではありません。趣旨を理解のうえ、お申し込みください。また、政治・宗教・営利を目的とした催しなどでは、講座を実施することができません。

番号	講 座 名	サブタイトル	担当課
29	高齢者福祉について	在宅福祉サービスを中心に －高齢者編－	高齢福祉課
30	介護保険制度	いつか あなたも 介護する 介護を受ける	健康課
31	出張健康相談	健康なんでも相談	
32	狛江における育児支援体制	これで安心!! 狛江市に生まれて良かった	
33	ねたきり予防のあれこれ	いつまでもいつまでもお元気で	
34	大事にしようあなたの歯	ハ、ハ、ハ あなたは何本の歯で笑えますか	児童福祉課
35	ワンポイント栄養教室	食生活についてちょっと考えてみませんか ～おやつのカロリー編～	
36	保育園のご案内	保育園ってどんなところ	清掃課
37	狛江のごみ	ごみ減量・資源循環型都市目指して	環境改善課
38	環境基本計画	今、なぜ環境か	
39	狛江市緑の基本計画	自然とよりそう緑のまち・狛江	管理課
40	「みち」のはなし	安全・快適で住みやすいまちづくりのために	計画課
41	狛江のまちづくり	みんなで考えようあなたのまちを	整備課
42	道路の役目	みちづくり まちづくり	
43	弁財天池について	水と緑を守る大切さ	水道課
44	狛江市の水道	一滴の輝き…限りある水	学校教育課
45	狛江の学校教育	教育環境の充実のために	
46	狛江市教育研究所の事業について	教育現場へのサポート	指導室
47	狛江の歴史と文化財	原始から現代まで	社会教育課
48	体育施設の利用について	1 市民 1 スポーツをめざして	体育課
49	公民館利用方法	行ってみよう 公民館	公民館
50	図書館の使い方	図書館を使って得しよう	中央図書館
51	やさしい選挙のはなし	選挙？これだけは覚えておこう	選挙管理委員会事務局

■体験形式

番号	講 座 名	サブタイトル	担当課
1	この目で見よう「工事現場」	あなたも現場監督さん	整備課
2	体験しよう図書館員	図書館の仕事とは？	中央図書館
3	児童・生徒の選挙体験	選挙ってな～に	選挙管理委員会事務局